

運動型通所サービス費算定構造

基本部分	注	注	
イ 運動型通所サービス費 事業対象者、要支援1・2 (1回につき 323単位)	送迎未実施 の場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	又は 看護・介護職員 の員数が基準 に満たない場合
	-38単位 (片道につき)	× 70/100	× 70/100
ロ 介護職員処遇改善加算※	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 利用回数 1回:(1月につき +19単位) 2回:(1月につき +38単位) 3回:(1月につき +57単位) 4回:(1月につき +76単位) 5回:(1月につき +95単位)		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 利用回数 1回:(1月につき +14単位) 2回:(1月につき +28単位) 3回:(1月につき +42単位) 4回:(1月につき +56単位) 5回:(1月につき +69単位)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 利用回数 1回:(1月につき +7単位) 2回:(1月につき +15単位) 3回:(1月につき +22単位) 4回:(1月につき +30単位) 5回:(1月につき +37単位)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 利用回数 1回:(1月につき +6単位) 2回:(1月につき +14単位) 3回:(1月につき +20単位) 4回:(1月につき +27単位) 5回:(1月につき +33単位)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 利用回数 1回:(1月につき +6単位) 2回:(1月につき +12単位) 3回:(1月につき +18単位) 4回:(1月につき +24単位) 5回:(1月につき +30単位)		

※ 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

交流型通所サービス費算定構造

基本部分	注	注	
	送迎未実施 の場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	又は 看護・介護職員 の員数が基準 に満たない場合
イ 交流型通所サービス費 事業対象者、要支援1・2 (1回につき 323単位)	-38単位 (片道につき)	× 70/100	× 70/100
ロ 介護職員処遇改善加算※	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 利用回数 1回:(1月につき +19単位) 2回:(1月につき +38単位) 3回:(1月につき +57単位) 4回:(1月につき +76単位) 5回:(1月につき +95単位)		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 利用回数 1回:(1月につき +14単位) 2回:(1月につき +28単位) 3回:(1月につき +42単位) 4回:(1月につき +56単位) 5回:(1月につき +69単位)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 利用回数 1回:(1月につき +7単位) 2回:(1月につき +15単位) 3回:(1月につき +22単位) 4回:(1月につき +30単位) 5回:(1月につき +37単位)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 利用回数 1回:(1月につき +6単位) 2回:(1月につき +14単位) 3回:(1月につき +20単位) 4回:(1月につき +27単位) 5回:(1月につき +33単位)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 利用回数 1回:(1月につき +6単位) 2回:(1月につき +12単位) 3回:(1月につき +18単位) 4回:(1月につき +24単位) 5回:(1月につき +30単位)		

※ 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目